

○鹿角市建設工事に係る共同企業体取扱要綱運用基準

昭和62年10月1日訓令第14号

改正

平成9年4月1日訓令第7号

平成17年7月5日訓令第43号

平成24年11月26日訓令第94号

鹿角市建設工事に係る共同企業体取扱要綱運用基準

(一般事項)

第1条 一般事項については、次に定めるところによる。

- (1) 共同企業体活用の目的に応じ、対象とすべき工事について、特定建設工事共同企業体にあってはその基準を明確に定めるものとし、経常建設共同企業体にあっては技術者を適正に配置し得る規模を確保すること。
- (2) 共同企業体は、活用の目的、対象工事に応じた適格業者のみにより結成するものとし、その構成員数、組合せ、資格、結成方法等を明示するものとする。
- (3) 共同施工を確保し、共同企業体の効果的活用を図るため、対象工事を適切に選定するとともに構成員は小数とし、格差の小さい組合せとする。また、出資比率の最小限度基準を設けるものとする。

(個別事項)

第2条 個別事項については、次に定めるところによる。

(1) 特定建設工事共同企業体

- ア 性格 建設工事の特性に着目して工事ごとに結成される共同企業体とする。
- イ 対象工事の種類・規模 大規模工事であつて技術的難度の高い特定建設工事（高速道路、橋梁、トンネル、ダム、堰、空港、港湾、下水道等の土木構造物であつて大規模なもの、大規模建築、大規模設備等の建設工事（以下「典型工事」という。））その他工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる一定規模以上の工事とする。

ウ 構成員

- (ア) 2又は3社とする。ただし、通常規模を大幅に上回る規模の工事でありかつ多数の工種にわたる場合は、その工事ごとに構成員の数を決定する。

- (イ) 組合せは次のとおりとする。

- a 最上位等級のみ、又は最上位等級及び第二位等級に属する者の組合せとする。

- b 発注工事に対応する工種で入札参加資格者名簿に登録された者の組合せとする。

　また、工種が複数の場合であつては、発注工事に対応する工種で入札参加資格者名簿に登載された者で、異なる者による組合せとし一の企業が複数の工種を兼ねることはできない。

- (ウ) 構成員は、少なくとも次の要件を満たす者とする。

- a 当該工事の工種に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも数年あること。

- b 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

- c 全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- (エ) 結成方法は、自主結成を基本とする。予備指名を行う場合には、予備指名を受けた者が共同企業体の結成を辞退することも認め、不利益な取扱いを行わないものとする。

- エ 出資比率 全ての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。
- オ 代表者の選定方法とその出資比率 代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、施工能力の大きい者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大とする。
- カ 入札公告 特定建設工事共同企業体への発注で一般競争によるときは、次の事項を公告し、これにより資格審査の申込みを行わせるものとする。
- (ア) 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事である旨及び当該工事名称
- (イ) 工事場所
- (ウ) 工事の概要
- (エ) 入札参加資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- (オ) 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の技術的要件等、出資比率要件及び代表者要件
- (カ) 認定資格の有効期間（ただし、事後審査を除く。）
- (キ) その他市長が必要と認める事項

(2) 経常建設共同企業体

- ア 性格 優良な中小建設業者が、継続的な協業な関係を確保することによりその経営力・施工力を強化するために共同企業体を結成することを認め、もって優良な中小建設業者の振興を図るものとする。
- イ 対象工事の種類・規模 単体企業の場合に準じて取り扱うものとするが、技術者を適正に配置し得る規模を確保するものとする。

ウ 構成員

- (ア) 2又は3社とする。
- (イ) 同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。
- (ウ) 構成員は、少なくとも次の要件を満たすものとする。
- a 登録部門に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも数年あること。
- b 当該登録部門について元請として一定の実績を有することを原則とする。
- c 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たつては、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置し得ることを原則とする。

(エ) 結成方法は、自主結成とする。

- エ 登録 一の企業が市に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。登録時期等は単体企業の場合に準ずる。
- オ 出資比率 全ての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとし、工事ごとに決定する。

- カ 代表者の選定方法とその出資比率 代表者は構成員において決定された者とし、その出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。

附 則

この基準は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日訓令第7号）

この基準は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月5日訓令第43号）

この基準は、平成17年7月5日から施行する。

附 則（平成24年11月26日訓令第94号）

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。